



印鑑

別記様式第三号の二（第四条関係）

(A4)

誓約書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律
施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者である
ことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者	氏名又は は名称		印鑑

_____ 知事 殿

■遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- ①法第十八条の規定による命令（業務改善命令）により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者
- ②法第六条第一項第一号 から第六号 までのいずれかに該当する者

■遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項（抄）

都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、（略）その登録を拒否しなければならない。

- ①第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- ②遊漁船業者で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- ③第19条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ⑤この法律、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法若しくは水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第65条第2項又は水産資源保護法第4条第2項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ⑥遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの